（財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部改正）

第二条　財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

別紙第二十四号書式（甲）及び別紙第二十四号書式（乙）を次のように改める。

別紙第24号書式（甲）

財政融資資金貸付金元金払込書・領収証書　国庫金

右のとおり払込みます。 （納入者）	第　　号			
	償還期限	年　月　日		
	債務履行の場所	日本銀行		
	受入科目	財政融資資金・財政融資資金貸付金		
	取扱庁	財　務　省　理　財　局		
	金　額	円		
	貸付けの種類及び受入区分コード		貸付先コード	

◎この払込書は、元金領収控及び受入済通知書とともに、債務履行の場所に提出して下さい。

受領日付印	上記の金額を領収しました。

財政融資資金貸付金元金領収控　国庫金

第　号	納入者	
償還期限	年　月　日	
債務履行の場所	日本銀行	
受入科目	財政融資資金・財政融資資金貸付金	
取扱庁	財　務　省　理　財　局	
金　額	円	

受領日付印	上記の金額を領収しました。

財政融資資金貸付金元金受入済通知書　国庫金

あて先	財務省理財局長　殿（理財局管理課）		
第　号	納入者		
償還期限	年　月　日		
債務履行の場所	日本銀行		
受入科目	財政融資資金・財政融資資金貸付金		
取扱庁	財　務　省　理　財　局		
金　額	円		
貸付けの種類及び受入区分コード		貸付先コード	

受領日付印	上記の金額を領収しました。

備考

1　用紙の大きさは、おおむね縦11cm、横30cmとする。
2　年月日及び金額等の数字は、アラビア数字で明確に記入すること。
3　「貸付けの種類及び受入区分コード」及び「貸付先コード」の欄は、財務省理財局長が定める「貸付けの種類及び受入区分コード」及び「貸付先コード」を記入すること。
4　納入者に本書式に係る納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載することとする。
5　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。